

## 結婚記念樹をプレゼントします

問合先 都市整備課  
☎35-3176



緑化の推進・保全の一環として、平成25年中に結婚された市内在住のご夫婦へ結婚記念樹(ミニバラ)をプレゼントします。

婚姻届出時に申し込まれた方には案内ハガキをお送りしますので、そのハガキを持参して、市役所または各支所までお越しください。申し込まれていない方は、事前に都市整備課までご連絡の上、結婚の日付が分かるものを当日持参してください。

期日 6月17日(火)～18日(水)

時間 午前9時～午後7時

場所 市役所(警察側玄関)または各支所基盤産業課

## 平和関連事業の情報を お寄せください

問合先 市民活動推進課  
☎35-3412  
Mail : shisui@city.takayama.lg.jp

### ●9月21日は高山市平和の日

平和への願いと感謝の気持ちが未来へと引き継がれることを目指すとともに、国内外に向けて恒久平和の実現を訴えていくため、平成25年9月に9月21日を「高山市平和の日」として制定しました。守り継ぐべき美しい郷土や平和の大切さについて、あらためて家族や友人、地域などで語り合ってみませんか。

### ●平和関連事業の情報を お寄せください

市民の皆様による平和への取り組みを把握するため、市内の団体などが主催する平和関連事業についての情報を募集中です。



昨年取り組まれた一斉鐘打のようす

## ～ 個人住民税が引き上げられます～

東日本大震災を教訓とした防災対策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割額に年1,000円(市民税500円・県民税500円)が加算されます。ご理解とご協力をお願いします。

**加算される金額** 市民税500円(均等割の本則3,000円に加算)

県民税500円(均等割の本則1,000円に加算)

※ただし県民税はこの他に森林・環境税1,000円が平成28年度まで加算されます。

**主な防災対策事業** 高山市…橋りょうの耐震補強

岐阜県…公共施設の耐震補強、橋りょうの耐震補強 ほか

問合先 | 税務課 ☎35-3626 岐阜県税務課 ☎058-272-1153

## 固定資産税(償却資産)の減額対象資産

平成26年3月に地方税法が改正され、国が一律に定めていた地方税の特例措置を市町村が独自で判断し、条例で決定できる仕組みが導入されています。市では市議会5月臨時会で市税条例を改正し、減額対象を右記のとおり定めました。

対象となる資産	課税標準額に乗ずる割合
水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水、廃液処理施設	1/3
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	1/2
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設	1/2
自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器	3/4

※手続方法などお気軽にお問い合わせください。

※市ホームページでもご覧いただけます。

(<http://www.city.takayama.lg.jp/zeimu/>)

問合先 税務課  
☎35-3627

## 平成26年度 狩猟免許試験

問合先 飛騨振興局環境課  
☎33-1111(内線226)

期日	場所	試験の種類	申請期間
7月12日(土)	飛騨・世界生活文化センター(千島町)	網猟、わな猟、 第一種・第二種銃猟	6月13日(金) ～27日(金)
8月11日(月)	可茂総合庁舎(美濃加茂市古井町)		7月14日(月) ～28日(月)
9月19日(金)	揖斐総合庁舎(揖斐川町上南方)	わな猟	8月22日(金) ～9月5日(金)
11月8日(土)	恵那総合庁舎(恵那市長島町)	網猟、わな猟、 第一種・第二種銃猟	10月10日(金) ～24日(金)

●申請書は県庁や各振興局にあります。

●原則として申請者の住所地を所管する振興局環境課に申請書を提出してください。

## 第1回 高次脳機能障害の相談会

「事故や病気で脳に受傷し、退院したが以前と違う…怒りっぽい、ミスが多い、疲れやすい、社会生活に支障をきたすようになった…」こんな症状でお困りではありませんか。日頃の悩みをピアサポーター(仲間)と語り、日常生活や仕事について一緒に考えましょう。

期日 6月17日(火) 午前10時～、午前11時～、午後1時～、午後2時～

場所 市役所2階202会議室(花岡町2)

申込 飛騨圏域高次脳機能障害支援窓口「ぶりすむ」(担当:大田)  
問合先 ☎080-5106-8736 (希望時間をお伝えください)

電波利用環境保護  
周知啓発強化期間  
(6月1日～10日)

## 不法電波をシャットアウト!!

- 無線機の使用には技適マークの確認を
- 電波の利用には原則免許が必要
- 外国規格の無線機は国内では使用できません

問合先 総務省東海総合通信局 ⇒ 不法無線局の相談は ☎052-971-9107  
⇒ テレビなどの受信障害の相談は ☎052-971-9648